

2 健康でやすらぐまち

政策・施策の体系

政策2-1

健康に暮らせるまちづくり

【政策の目標】

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、安心して医療を受けることができ、健康に暮らせるまちをつくります。

施策2-1-1

保健予防の推進

施策2-1-2

医療体制の充実

政策2-2

やすらぎのあるまちづくり

【政策の目標】

保健・医療・福祉の連携により、誰もが適切な支援やサービスを受けることができ、住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちをつくります。

施策2-2-1

地域福祉の推進

施策2-2-2

高齢者福祉の推進

施策2-2-3

障害者福祉の推進

施策2-2-4

社会保障の推進

政策2-3

子どもたちが健やかに育つまちづくり

【政策の目標】

子育て支援の充実や青少年の健全育成をすすめ、子どもたちが健やかに育つまちをつくります。

施策2-3-1

子育て支援の充実

施策2-3-2

青少年の健全育成

施策 2-1-1 保健予防の推進

現状と課題

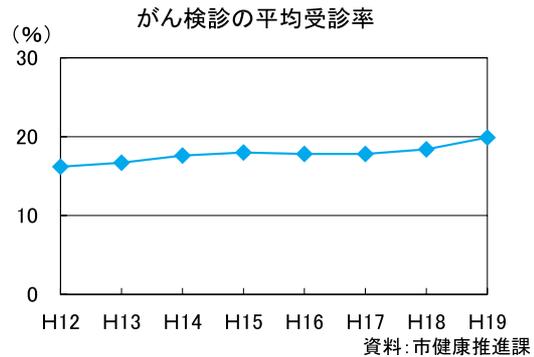
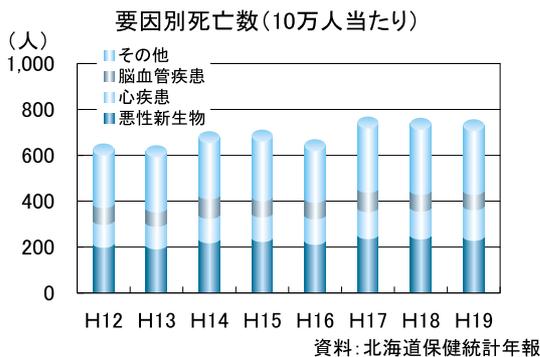
近年、食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因したがんや循環器疾患などの疾病、ストレスによるこころの病などが増加しています。本市においても、全国と同様に、がん、心疾患、脳血管疾患が死亡原因の上位を占めています。

国は、国民の生活習慣の改善など健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しています。

本市は、「けんこう帯広21」に基づき、生活習慣の改善や疾病予防など、市民の健康づくりに取り組んでいます。また、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群に対する保健指導の充実に取り組んできています。

今後も、健康づくりの意識啓発や各種検診、健康相談などの予防活動を行うとともに、市民の主体的な健康維持・増進の取り組みを支援する必要があります。

さらに、結核や麻しんなどの感染症予防のほか、新型インフルエンザなどの新たな感染症に的確に対応していく必要があります。



施策の目標

健康づくりに関する意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりを促進します。

主な施策の内容

(1) 健康づくりの推進

- 市民の健康づくりに関する知識の普及・啓発をはかるほか、各種検診の機会の提供や受診率の向上をはかります。

- 生活習慣病*やこころの健康に関する相談活動をはじめ、生活習慣病予防のための保健指導や食生活の改善、運動習慣の普及・啓発をはかります。

- 障害のある人の心身の健康づくりのため、健康増進や機能回復訓練をすすめます。

(2) 感染症対策の推進

- 結核や麻しん、インフルエンザなどの感染症予防のため、予防接種や感染予防知識の普及、情報提供などを行います。
- 新たな感染症対策のため、関係機関との連携をはかりながら、迅速に対応できる体制づくりなどに取り組みます。

(3) 保健活動の推進

- 難病患者の社会参加の促進や交流活動などを行う団体を支援します。
- 市民による献血や献眼、臓器提供を促進するため、普及・啓発などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
がん検診の平均受診率	19.9%(H19)	29.0%
麻しんの予防接種率	89.2%(H19)	95.0%

(市民実感度調査項目)

「各種検診の受診や保健指導などにより、健康に暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現し、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、国が具体的な目標等を提示してすすめている健康づくり運動。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

内臓に脂肪が蓄積することにより生活習慣病が起きやすくなっている状態。

生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・がんなど、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

施策2-1-2 医療体制の充実

現状と課題

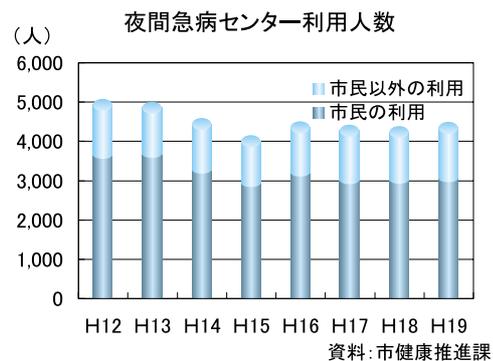
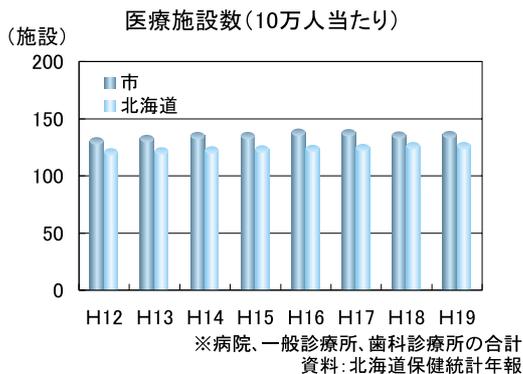
高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などに伴い、医療に関する需要が増加するとともに、専門化・高度化がすすんでいます。

本市の10万人当たりの医療施設数は、病院はほぼ全道平均であり、一般診療所と歯科診療所は平均を上回っています。

また、救急医療については、在宅当番医*と夜間急病センター*による初期救急、当番病院による二次救急、救命救急センター*による三次救急の体制が整備されています。

地域医療体制を維持していく上で、医師や医療スタッフの不足、診療科目の偏在などへの対応が課題になっています。また、患者の大病院・専門医志向などの高まりにより、二次・三次救急医療機関の負担が増しており、地域医療圏における初期・二次・三次救急医療機関の適切な役割分担が必要になっています。

今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携により、地域医療体制を充実する必要があります。



施策の目標

医療機関や関係機関との連携により、救急医療など地域医療体制を充実し、安心して医療を受けられる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

- 医療機関や関係機関と連携し、周産期医療体制*の整備促進など、安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。

- 医師会をはじめ関係機関と連携し、医師や医療スタッフの不足、診療科の偏在などへの対応を国や北海道に要請します。

- 看護師等の養成機関を支援し、医療に従事する人材の養成を促進します。

(2) 救急医療体制の充実

- 医療機関や関係機関との連携により、初期救急、二次救急、三次救急の役割分担に基づき、救急医療体制を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
看護師養成学校卒業生の市内就職率	56.0%(H19)	56.7%
初期救急医療の対応可能日数	365日(H19)	365日

(市民実感度調査項目)

「ケガや病気のとくに安心して医療を受けられる」と思う市民の割合

用語解説

在宅当番医

休日、夜間の急病に対し、当番により対応する医師。

夜間急病センター

夜間において、発熱や腹痛など初期症状の急病人を受け入れる医療機関。

救命救急センター

第三次医療圏（道内6圏域）ごとに整備している、24時間体制で高度な救急医療を行う施設。

周産期医療体制

母子ともに異常が生じやすい周産期（妊娠22週から出生後7日未満）を含めた前後の期間における産科医療と新生児医療の総合的な医療体制。

施策2-2-1 地域福祉の推進

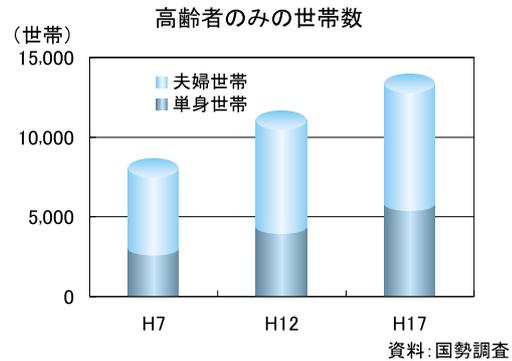
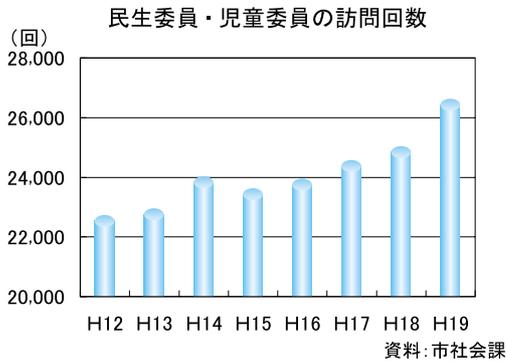
現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、相互扶助機能の低下などにより、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

本市は、民生委員*や児童委員*をはじめ町内会、社会福祉協議会等と連携しながら、地域福祉活動に対する相談や支援を行ってきています。

また、地域のボランティア活動等の支援を通して、高齢者や障害のある人、子育て中の人など、日常生活に不安や悩みを抱えている人たちの交流の促進に取り組んできています。

今後も、多様化する市民ニーズに対応し、行政と地域住民が連携しながら、高齢者世帯や障害のある人など、誰もが住みなれた地域の中で安心して生活できるよう、地域住民や世代間がともに支え合う地域社会づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

市民、福祉団体、ボランティア団体などと行政の協働により、ともに支え合う地域福祉の環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 地域福祉活動の充実

- 地域福祉を推進する福祉団体などの活動を支援します。
- 民生委員や児童委員の適正配置をすすめ、地域における細やかな相談活動を実施します。

- 地域住民のふれあいや交流の場の提供などを通して、支え合う地域福祉活動を促進します。

(2) ボランティア活動の促進

- 市民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめるとともに、ボランティア団体などの育成や活動支援を行います。

(3) 保健・福祉・医療の連携推進

- 住みなれた地域で、生涯にわたり健康で自立した生活ができるよう、保健・医療・福祉の連携により、総合的かつ効果的に施策を推進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
地域交流サロンの参加者数	9,318人(H19)	16,200人
ボランティアセンター登録者数	3,435人 (H17-19平均)	3,700人

(市民実感度調査項目)

「地域の支え合いにより、安心して暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

民生委員

厚生労働大臣からの委嘱により、住民の相談に応じ必要な援助を行うとともに、行政機関の業務に協力するなど、地域において社会福祉の増進に向けた活動を行う人。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。民生委員が兼ねている。

施策2-2-2 高齢者福祉の推進

現状と課題

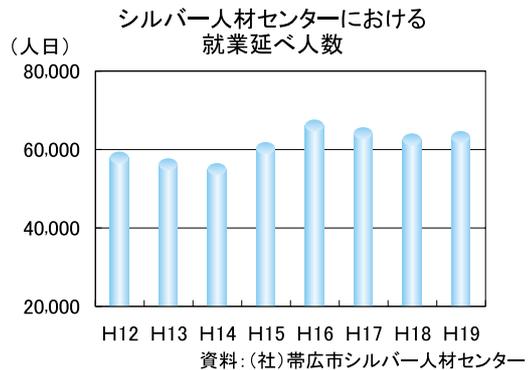
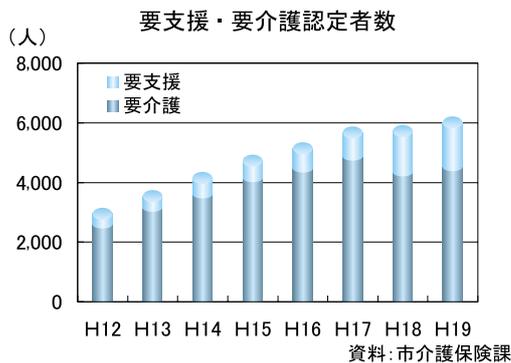
高齢化の進行に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯が増加するとともに、介護や支援を必要とする高齢者も増加しています。このため、地域社会全体で高齢者を支えることが課題となっています。

本市の高齢化率は、全国・全道に比較して低くなっていますが、年々増加傾向にあります。

本市は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画*に基づき、高齢者の生きがいづくりをはじめ、在宅サービスや施設サービスの充実に取り組んできています。

また、高齢者の単独世帯などを支援するため、相談や見守り体制を充実してきています。

今後も、高齢者が社会参加を通して、生きがいを持って生活できる環境づくりや介護予防の推進、在宅サービスの充実など、住みなれた家庭や地域で安心して暮らすことができる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

高齢者を地域で支える仕組みづくりとともに、福祉サービスを充実し、健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 高齢者の生きがいづくり

- 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、交流機会の提供などを通して、社会活動を促進します。
- 高齢者の就業機会の確保に努め、社会参加を促進します。

(2) 介護予防の推進

- 高齢者ができる限り介護を必要としない状態で生活できるよう、介護予防知識の普及・啓発をはかるとともに、健康づくりや介護予防事業を推進します。

(3) 在宅サービスの充実

- 介護や支援が必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスを充実します。
- 高齢者やその家族が抱える様々な問題に対応するため、福祉サービスに関する相談体制を充実し、総合的に支援します。
- 介護者の心身の負担を軽減するため、介護家族の交流機会などを提供します。

(4) 施設サービスの充実

- 在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、事業者との連携により、各種施設の整備を促進します。

(5) 地域で支える仕組みづくり

- 民生委員*やボランティアなどとの連携により、ひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を充実します。
- 高齢者の虐待防止のため、関係機関、民間団体等と連携し、虐待に関する情報の収集に努めるとともに、意識啓発をすすめます。
- 高齢者の認知症*に関する知識の普及・啓発をはかるとともに、地域で暮らす認知症の人や家族を支える環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	92.3%(H19)	95.0%
要介護認定者に対する介護サービス利用者の割合	76.24%(H19)	77.24%
地域包括支援センター等の相談件数	8,418件(H20)	13,000件
認知症サポーター数	873人(H20)	18,670人

(市民実感度調査項目)

「高齢者が地域で生き生きと暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

地域に密着した高齢者保健福祉体制の確立に向けた具体的施策や介護保険事業の見込み等について示した計画。

民生委員

P48を参照。

認知症

脳の細胞が壊れたり働きが悪くなることにより、記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下などの症状が現れ、生活する上で支障が生じている状態。

施策2-2-3 障害者福祉の推進

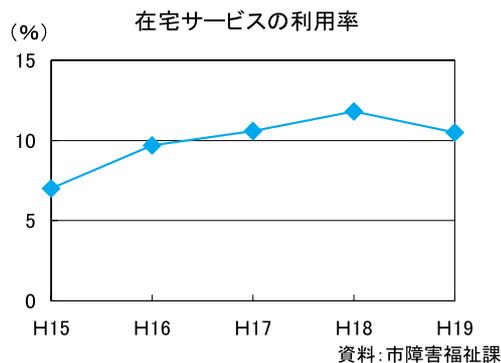
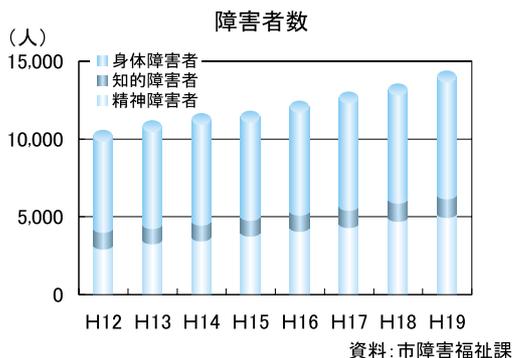
現状と課題

高齢化の進行に伴う疾病や交通事故、社会環境の複雑化に伴う精神疾患などにより、障害のある人が増加傾向にあり、障害の重度化・重複化もすすんでいます。

国は、障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、平成18年に「障害者自立支援法*」を施行し、サービスの提供や就労支援の充実、住みなれた地域での生活への移行などの取り組みをすすめています。

本市は、障害者計画*に基づき、ノーマライゼーション*理念の定着や障害福祉サービスの充実などに取り組んでいます。また、関係機関と連携しながら、障害のある人に対する情報の提供や相談などの支援を行っています。

帯広・十勝では、米国・マディソン市を参考に、精神障害のある人を地域で支える先進的な取り組みがすすめられており、様々な障害のある人を地域で支える仕組みづくりを推進し、安心して日常生活を送ることができる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受け、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 障害者理解の促進

- 意識啓発や交流機会の拡大を通して、障害や障害のある人に対する理解を広め、ノーマライゼーション理念の定着をはかります。

(2) 日常生活支援の充実

- 障害のある人が安心して生活できるよう、障害者福祉サービスを充実するとともに、個々の障害に応じた福祉サービスの情報提供や相談体制を充実します。

(3) 自立した地域生活への支援の充実

- 障害のある人が自立して生活できるよう、居住環境の整備を促進します。
- 文化やスポーツ活動への支援を通して、障害のある人の社会参加を促進するほか、意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労支援を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
在宅サービスの利用率	10.5%(H19)	30.0%
総合相談窓口の相談件数	13,164件(H19)	17,500件
障害者社会参加促進事業の参加者数	398人(H19)	413人
グループホーム・ケアホームの定員数	211人(H19)	277人
障害者雇用率を達成した企業の割合	43.8%(H19)	50.0%

(市民実感度調査項目)

「障害のある人が地域で生き生きと暮らせる」と思う市民の割合

用語解説

障害者自立支援法

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。なお、国は、平成21年12月「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者自立支援法に代わる新たな法の検討をすすめている。

障害者計画

障害者の自立と社会参加を推進するため、取り組むべき施策の基本方向等を示した計画。

ノーマライゼーション

障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通(ノーマル)の社会であるという考え方。

施策2-2-4 社会保障の推進

現状と課題

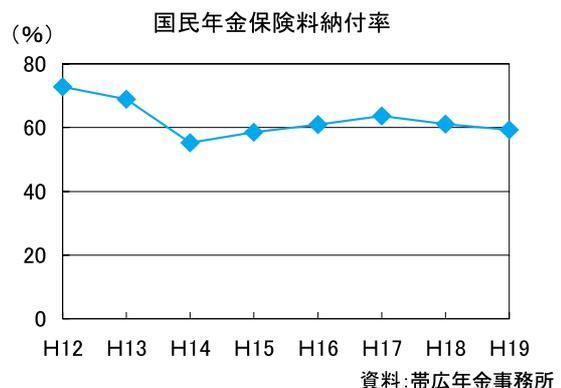
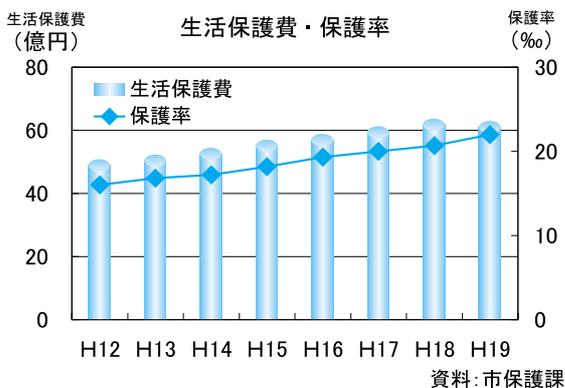
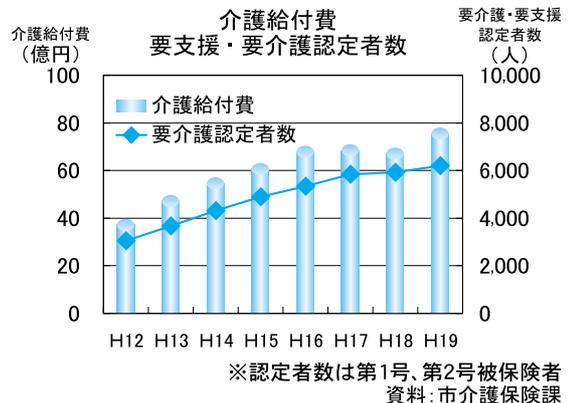
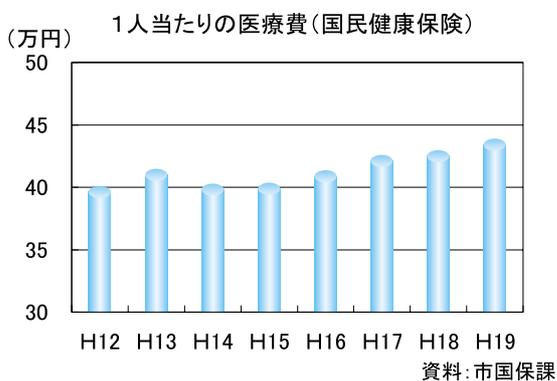
国民健康保険、介護保険制度、生活保護制度などの社会保障制度は、国民が安心して暮らしていく上で大切な役割を担っており、将来にわたり持続可能なセーフティネット*として機能することが重要です。

我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険・後期高齢者医療制度*は、高齢化の進行や医療の高度化などにより、今後も医療費の増加が見込まれており、保健事業の推進や医療給付の適正化などにより、誰もが安心して医療を受けることができるよう、持続的な制度運営をはかる必要があります。

介護保険制度は、高齢化の進行により要介護認定者や介護給付費等が増加傾向にあり、介護を必要とする高齢者などに適切な介護サービスを提供するとともに、介護予防事業の推進などによる財政の健全化をすすめ、持続的な制度運営をはかる必要があります。

生活保護制度は、被保護世帯が増加しており、生活困窮者に対する生活保障や自立への支援など、適正な制度の運用をはかる必要があります。

国民年金は、世代間扶養を基本として、国民生活を支える大切な制度です。しかし、保険料の未納や公的年金離れが増加しており、健全かつ安定的な運営に向け、制度周知や納付意識の向上などに努める必要があります。



施策の目標

市民が安心して生活できるよう、国民健康保険や介護保険制度などの安定的な運営に努めます。

主な施策の内容

(1) 国民健康保険等の健全な運営

- 保険料収納率の向上や医療費適正化の取り組みにより、財政の健全化と被保険者の負担軽減に努めます。
- 特定健康診査*や特定保健指導*などの保健事業の推進により、市民の健康づくりを促進し、医療給付費の過度な増大につながらないように努めます。
- 医療保険制度の一本化による安定的で持続可能な医療保険制度の構築や現行制度の財政措置の拡充などを国に要請します。
- 北海道後期高齢者医療広域連合*との連携により、後期高齢者医療制度の周知と適切な運用に努めます。

(2) 介護保険制度の健全な運営

- 介護認定者が適切に介護サービスを受けられるよう、制度の周知・運営に努めます。

- 保険料の口座振替の勧奨、納付相談及び訪問徴収などにより、保険料収納率の向上に取り組むとともに、介護予防事業の推進により、財政の健全化と被保険者の負担軽減に努めます。

(3) 生活保護制度の適正な運用

- 民生委員*や関係機関と連携し、要保護者の早期把握に努めるとともに、生活相談などにより安定した生活の確保と自立を促進します。
- 公共職業安定所と連携した就労支援を通して、要保護者の実態に応じて経済的自立を支援します。

(4) 国民年金の啓発

- 市民が適正に年金を受給できるよう、制度の周知に努めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
医療費の地域差指数(全国平均 = 1.000)	1.066(H18)	1.050
第1号被保険者に占める要介護1以上の認定者の割合	12.75%(H19)	12.75%
稼働可能な被保護者に対する就労者の占める割合	47.1%(H19)	67.9%
年金相談の満足度(満点 = 5.00)	4.60 (H17-19平均)	4.70

(市民実感度調査項目)

「社会保障制度の周知や適切な運用が行われている」と思う市民の割合

用語解説

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策のことで、雇用保険、生活保護、年金などがある。

後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者を対象とした医療制度で、従前の老人保健制度を廃止して平成20年にスタートした。都道府県単位で設立される広域連合が運営を行う。なお、国は、平成21年11月「高齢者医療制度改革会議」を設置し、新たな制度の検討をすすめている。

特定健康診査

国民健康保険などの医療保険者に実施が義務付けられている、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための健康診査。40歳以上の加入者を対象としている。

特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクの程度に応じて行う保健指導。

北海道後期高齢者医療広域連合

北海道において後期高齢者医療制度の運営を行う特別地方公共団体。道内の全市町村が加入している。

民生委員

P 48を参照。

施策2-3-1 子育て支援の充実

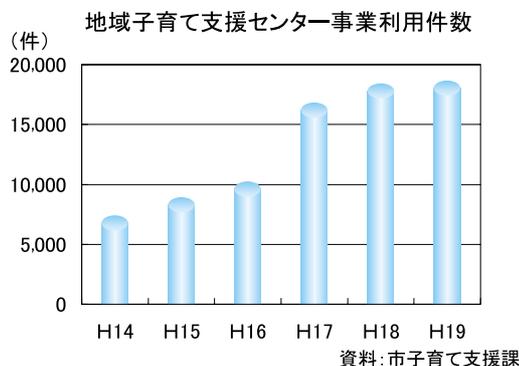
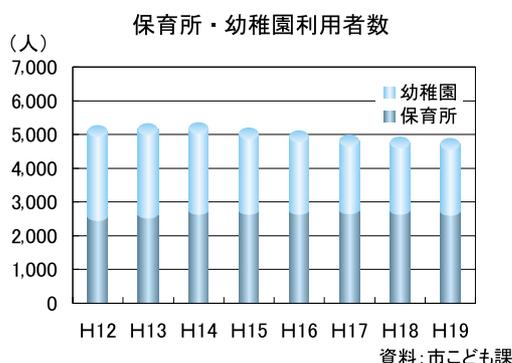
現状と課題

子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や女性の社会参画などにより、大きく変化しており、地域社会全体で子育てを支える取り組みや仕事と子育てを両立できる環境づくりが求められています。

我が国では、平成17年に合計特殊出生率*が1.26となるなど、急速な少子化が進行しており、本市においても、平成11年以降、出生数は減少傾向にあります。

本市は、子育てに関する多様なニーズに対応するため、母子保健活動を充実するとともに、保育サービスの充実や子育て家庭への支援、ひとり親家庭の相談体制の整備などをすすめてきています。

今後も、子どもたちを健やかに育むため、保育サービスの充実や幼稚園教育の促進、家庭の状況に応じた子育て支援など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

多様なニーズに応じた子育て支援を充実するとともに、地域で子育てを支える環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) およこの健康支援

- 妊産婦と乳幼児の健康診査や出産・育児に関する相談事業の実施など、母子保健活動を充実します。

(2) 保育サービスの充実

- 保育需要を踏まえながら、保育所や児童保育センター*の整備などをすすめます。

- 休日保育や一時保育、延長保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスを充実します。

(3) 幼稚園教育の促進

- 保護者の経済的負担の軽減をはかり、幼稚園への就園を奨励します。
- 幼稚園教育への支援や幼稚園と保育所等の連携をすすめます。

(4) 地域での子育て支援の充実

- 育児不安の軽減のため、子育て支援センターや保育所において、育児相談や交流機会の提供などを行います。
- ボランティアによる子育て支援や家庭教育学級*の開催などにより、地域で子育てを支える体制づくりをすすめます。
- 関係機関と連携し、育児休業制度や子育て応援事業所*の普及などに取り組み、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進します。

- 発達の遅れや障害の早期発見に努め、早期療育や発達支援を充実します。

(5) 子育て家庭への支援

- 子ども手当の支給や医療費の支援など、子育て家庭の経済的負担の軽減をはかります。
- ひとり親家庭等の自立に向けた支援や相談体制を充実します。
- 関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と予防に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
3歳児のむし歯保有率	27.6%(H19)	20.0%
保育所・幼稚園の利用率	55.2%(H19)	57.5%
乳児家庭への訪問率	37.6%(H19)	85.0%
子ども1人当たりの子育て支援センター等の利用回数	10.2回(H19)	12.0回
子育てメール通信の利用率	23.8%(H20)	60.0%
母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3% (H18-20平均)	72.0%

(市民実感度調査項目)

「安心して子どもを育てることができる」と思う市民の割合

用語解説

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

児童保育センター

P25を参照。

家庭教育学級

家庭の教育力を高めるため、家庭での教育や子育てのあり方について学ぶ親のための学習の場。子どもの年齢に合わせて、乳幼児学級、小学学級、中学学級、放送利用学級を開設している。

子育て応援事業所

事業所が従業員や市民向けに育児応援のための取り組みを実施することを宣言し、市がその事業所を登録する制度。

施策 2-3-2 青少年の健全育成

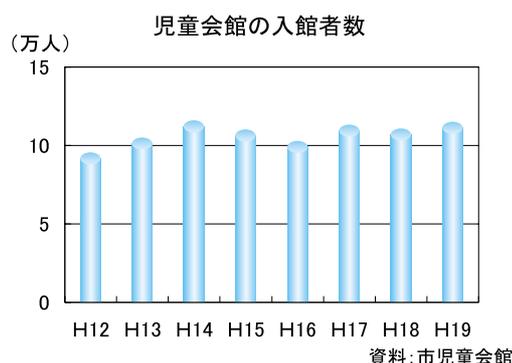
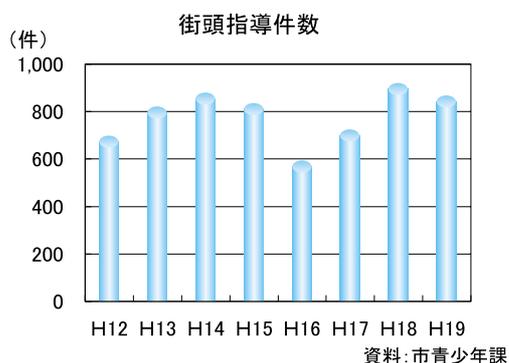
現状と課題

核家族化の進行や家庭での親子のふれあいの減少、インターネットや携帯電話の普及、地域教育力の低下など、社会の様々な環境変化は、青少年の人格形成にも影響を及ぼしています。

次代を担う青少年が、自立した社会生活を送るためには、様々な交流や体験を通して、知識や経験、社会性を育み、社会の一員としての自覚と責任感を養う必要があります。

本市は、青少年の健全な育成に向けて、家庭の教育力の向上や地域住民との交流機会の提供などに取り組んでいます。さらに、地域で青少年を育てる意識の啓発や宿泊研修などの体験活動、問題行動の未然防止などもすすめてきています。

今後も、家庭、地域、学校や関係機関などと連携し、世代間交流や体験活動を通して青少年の社会性の育成や非行の未然防止など、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。



施策の目標

家庭、地域、学校などとの連携により、青少年を健全に育む環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 青少年を育む環境の整備

- 地域で青少年を育むため、家庭、地域、学校などと連携し、意識啓発やボランティアの育成など環境整備をすすめます。
- 異なる学年や世代間の交流などを通し

て、青少年が社会性を養う機会を提供します。

- 非行を未然に防止するため、青少年の問題行動などの早期発見・指導に取り組めます。

(2) 体験活動の促進

- 青少年育成団体等と連携し、青少年の体験活動をすすめます。

- 児童会館の耐震化などの施設整備を行うとともに、改築に向けた検討をすすめます。

(3) 体験活動施設の整備・利活用

- 体験活動施設を活用し、青少年の科学教育や自然学習、体験活動機会を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
子どもの居場所づくり参加児童数	7,575人(H19)	31,100人
巡回指導による不良行為等の被指導者数	37人 (H17-19平均)	29人
青少年リーダー養成事業参加者数	208人(H19)	260人
児童会館の入館者数	10.9万人 (H17-19平均)	12.0万人

(市民実感度調査項目)

「青少年が健全に育つ環境が整っている」と思う市民の割合